

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
21	7月1日	7月9日	メール	観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●水木しげる記念館の建て替えについて</p> <p>お聞きしたいことがあります。ニュースで見たことがあるのですが、水木しげる記念館の建て替えは本当に行うのですか。また、その提案はいつ頃決まるのですか？</p>				
<p>回答内容</p> <p>6月26日にいただきましたご提案でもお答えしたとおり、令和2年2月に「水木しげる記念館あり方検討委員会」から『建て替えるべき』との提言をいただいたところであり、今後この提言をもとに、市として検討を進めてまいります。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
22	7月2日	7月10日	メール	地域振興課
<p>提案内容</p> <p>●ふるさと納税のパンフレットについて</p> <p>昨年境港市にふるさと納税したため、境港市総務部地域振興課よりふるさと納税の案内パンフレットが届きました。色々な意味で無駄なので、やめていただきたいです。境港市に納税していない方へ向けた案内に力を入れるならわかりますが、昨年納税した人なら今年も納税する候補に入るだろうし、パンフレットに書いてあるような内容はWEBで確認できます。紙の無駄ですし、ゴミになりますし、カラー印刷したパンフレットなんて高いのでは？せっかく納税したのに税金を無駄遣いしてほしくないです。情報を送るならせめてメールにしたらいかがでしょうか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>本市にふるさと納税をしていただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本市ではこれまで、前年度にふるさと納税をしていただいた方に、新年度のパンフレットをお送りし、本市のPRと寄附を活用した事業の紹介、重ねて、引き続きの寄附のお願いをしております。</p> <p>ご指摘いただいた点につきましては、今後、ご寄附申し込みの際に送付希望の項目を作成するなど、不要な方には送付をしないように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、パンフレットの作成につきましては、WEBからの寄附ができない方や、県外で開催する県人会などで配布しており、他にも本市へのふるさと納税の案内や本市特産品等のPRにも活用しておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
23	7月6日	7月15日	メール	都市整備課
<p>提案内容</p> <p>●公園の遊び場について</p> <p>子供の遊び場で、公園内に子供用自転車（小学生用）での遊び場（オンロード、オフロード、の周回路）を提案する。</p> <p>サイクリングロードは場所、距離、ともに子供用ではなく中学生以上でないと使うことはできない。</p> <p>よって、市内の児童公園に子供用自転車周回路を提案する。</p> <p>近年、公園内では事故から遊具が撤去され、野球などの球技も禁止されつつあり、散歩ぐらいしかできなくなっているが、子供に散歩だけしろというのも無理がある。</p> <p>そもそも少々、遊具でケガをしたからと言って撤去とか間違っている。</p> <p>子供とは遊びの中でケガをしながら成長するものだからだ。過保護では元気な子供は育たない。</p> <p>そこで、子供ならたいてい乗っている自転車で思い切り遊べる場所を作ってやってもいいはずだ。</p> <p>やはり、道路では無理があるので。</p> <p>当然、転倒による負傷（死亡事故も含む）や自転車の破損は承知の上で使ってもらふことになり、その旨記した注意書きを設置する必要もある。</p> <p>負傷や自転車の破損が気になる親は使わさせなければいい。</p>				
<p>回答内容</p> <p>小学生が自転車で思い切り遊べる周回路を公園内に設置してはどうかとのご提案ですが、公園内には他の目的で利用する人も多数おられ、転倒や自転車同士の衝突の他にも、コース内に紛れ込んだ子供との接触など、重大な事故に繋がることも想定されま</p> <p>す。</p> <p>自己責任の範疇で利用することは当然ですが、コースを柵で囲うなどの安全対策も必要になります。</p> <p>これまでに行った公園に関するニーズ調査においても、自転車で遊ぶ施設の設置に関する要望はなく、今のところ小学生用の自転車周回路を設置することは考えておりませんが、いろいろな機会を捉えて、他の市民の方々のご意見を伺ってみたいと考えています。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
24	7月9日	7月17日	郵送	観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●クルーズ船対応について</p> <p>境夢みなとターミナルに入港着岸するクルーズ客船に対しては、万国共通の国際信号旗を使って、境港ならではの歓迎やお見送りをしたい。</p>				
<p>回答内容</p> <p>境港に寄港したクルーズ客船の出港時には、中海・宍道湖・大山圏域を代表する伝統芸能やパフォーマンスを披露するなど、クルーズ客船の乗客やクルーの皆様喜んでいただけるような取り組みを行っています。</p> <p>また、平成30年4月からは、国際信号旗「UW」を使用し、お見送りサポーターである「SAN-INまんなかクルーズファン」の皆様とともにお見送りをしています。</p> <p>現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、境港へのクルーズ客船の寄港が相次いで中止となっておりますが、新型コロナウイルスが収束し、クルーズ客船が再び寄港するようになりましたら、国際信号旗「UW」を使用したお見送りを再開したいと考えています。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
25	7月16日	8月3日	メール	管理課
<p>提案内容</p> <p>●除草作業とその他お願い</p> <p>①境港駅周辺の海岸線側にある歩道にヨモギでしょうか、かなり生い茂っております。自転車、歩行者の妨げになっています。</p> <p>②大正川の交差点、トイレの前のブロンズ像ではない大きな石？外れて？歩道側にありました。危ないので対処してください。お気づきでしたらすいません。</p>				
<p>回答内容</p> <p>①境港駅周辺の海岸線側にある歩道の除草につきましては、当該道路を管理している境港管理組合（鳥取県と島根県で設けた一部事務組合）に除草のお願いをしたところがあります。その後、除草作業が順次行われていることを確認しております。</p> <p>②大正川の交差点沿いのトイレの前の大きな石につきましては、歩行者の通行の妨げになっておりましたので、石を元の位置に戻し、歩道の安全を確保いたしました。ご連絡いただきありがとうございました。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
26	7月17日	7月27日	郵送	地域振興課
<p>提案内容</p> <p>● 県外ナンバー車への対応について</p> <p>転勤で転入してきましたが、県外ナンバーの車両ということで、指を指されたり、嫌な顔をされたりします。</p> <p>以前、市役所で解決策はないか相談したところ、市役所では相談に応じてもらえませんでした。</p> <p>鳥取市では市役所が車両用ステッカーを作成し、無料配布するとのことですが、境港市では県外ナンバーの件について、動いていただけるのでしょうか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>この度はお忙しい中、「市民の声提案箱」にご提案いただき、ありがとうございます。回答が遅くなり、申し訳ございません。</p> <p>さて、メールを拝読させていただきましたが、新たな環境での生活のご苦勞に加え、コロナ禍により更にご不便・ご心配な日々を過ごしておられると拝察いたしました。</p> <p>そのような中で、市職員にご相談いただいたにもかかわらず、適切なお案内ができませんでしたこと誠に申し訳ございません。</p> <p>幅広い相談に対応できるよう職員研修を行い、資質向上に努めてまいります。</p> <p>これまで、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見などに対し、市民には市報で冷静な行動を呼びかけてまいりましたが、この度のように、市内で県外ナンバー車両への偏見がみられることを受けまして、早急に改めて新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすよう啓発に取り組んでまいります。</p> <p>本市としましては、新型コロナウイルス感染症への不安や恐れから居住の有無や車両ナンバーによって差別や偏見を生み出さないことが重要であるとの考えから、市報による全市民への啓発、県外在住者を含め多数の来客が見込まれる市内の施設へのポスター掲示を優先事項として取り組んでまいります。</p> <p>なお、今回ご提案いただきました啓発ステッカーの作成につきましては、現時点でステッカーの作成や在住証の発行等は予定しておりませんが、今後も、あらゆる差別・偏見等に関するご相談やお問い合わせは、地域振興課人権政策室へご連絡いただきますようご案内申し上げます。関係部署・機関と連携を図り対応させていただきます。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
27	7月21日	7月27日	メール	観光振興課
<p>提案内容</p> <p>●水木しげる記念館イベントについて 水木しげる記念館の建て替えが終わったら、建て替え記念イベントとしてゲゲゲの鬼太郎のキャストトークショーの開催をお願いできますでしょうか。</p>				
<p>回答内容</p> <p>水木しげる記念館の建て替えにつきましては、令和2年2月に「水木しげる記念館あり方検討委員会」から『建て替えるべき』との提言をいただいたところであり、今後、市として検討を進めていくこととしております。 ご提案の記念イベントにつきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>				

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
28	7月21日	8月11日	郵送	管理課 都市整備課 水産商工課
<p>提案内容</p> <p>●新型コロナウイルスへの対処</p> <p>①6月16日の前市長に提案した公衆トイレの水道栓 蛇口 ○↓ 手の平で回す。(不衛生) ○↓ 横棒式への変更(手の甲でも使用OK) 水道栓の横棒は10年以上前に、ホームセンターで1ヶ300円位で、安く、誰でも取り替えが出来ました。 回答は7月8日に都市整備課職員より順次レバー式ハンドルへの交換を行う。でしたが、7月20日(月)現在、駅前トイレ3ヶ所、松ヶ枝町トイレ1ヶ所、台場公園2ヶ所1ヶ月以上そのままです。 観光都市でありますし、早急に取り替えてください。水産商工課の渡船場は1週間後には交換済です。</p> <p>②管理組合の弥生公園(西トイレ) 水道栓が手の平で回す蛇口。女性用・男性用の2ヶ所。早急に交換するように要請してください。</p> <p>●駐車場から道路へのはみ出し駐車について 毎月2回以上、道路へ出ている。</p>				

令和2年度 市民の声提案箱 回答

回答内容

●コロナウイルスへの対応について

ご心配をお掛けしております。

①について

現在、公園トイレや観光用トイレの水道栓のハンドルにつきまして、順次、レバー式への交換作業を行っているところですが、できるだけ早期に交換を完了するよう努めます。

②について

7月22日に管理者である境港管理組合へ連絡し、他の公園も含め対応を予定されています。

●はみだし駐車について

いつも気を掛けていただきありがとうございます。

6月16日に提言いただいた後、管理者である鳥取県水産事務所が、定期的に見回り、道路の通行に支障がある場所に駐車している車があれば、所有者が判明した場合、直接、注意することにしていきます。

この度の提言を受け、管理者には、所有者が判明していない場合であっても、車両に張り紙を挟むなど、注意するように依頼しました。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
29	7月29日	8月21日	メール	市民課

提案内容

●市役所から送られてくる書類を分かり易くして欲しい。

書類を受取る人は、老眼、難しい言葉を知らない人も多くいます。

受取った人にとって重要な事を書類の始めに全て大きな文字で分かりやすい言葉で書いて下さい。

例えば

1. ○○の支払いのお願い。
2. 金額と支払い期限。
3. 支払い方法。
4. 書類の保管期限の提案。
5. 詳しいことは下を見て下さい。
6. 分からない時の連絡先。

等を目立つように始めに書いて下さい。

署名が必要ならフリガナも書きやすい大きな欄をお願いします。

令和2年度 市民の声提案箱 回答

親に後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書（6月5日付け）が来て、7月15日付けで後期高齢者医療保険料額（変更）通知書も来ました。6月5日付けの今年の額が56,300円で7月15日の額は190,200円です。これを受取ったら混乱します。7月15日付け書類には決定（変更）理由「特徴本算定非該当による普徴本算定」と理解できないことが書かれています。

支払い金額と期限、支払い方法も下の方に小さく書かれています。

市は書類を送る前にお年寄り等に書類を見せて、読めて理解でき、署名しやすいか確認をお願いします。市役所の職員が受取る書類ではありません。

回答内容

ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただいたとおり、後期高齢者医療保険料の決定をお知らせする通知には、多くの読みづらい言葉や内容があります。

6月に送付いたしました「後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書」は、4月・6月・8月の年金から天引きさせていただく金額に変更があった場合にお知らせするものです。

後期高齢者医療保険料の4月・6月・8月の特別徴収の額は、「仮徴収」として、今年の2月と同額の保険料が年金から天引きされますが、仮徴収額と10月・12月・翌年2月の特別徴収（本徴収と言います）の額が大きく異なることが想定される方については、1回の支払額が年間を通じてできるだけ均等（平準化）になるよう6月と8月の保険料の仮徴収額を変更する場合があります、この通知書に記載している保険料額は、変更後の4月・6月・8月の仮徴収の合計になります。

また、7月に送付いたしました「後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書」では、前年の収入に基づき決定した1年間の保険料額をお知らせしています。このことから2つの通知書に記載している保険料額は異なることとなります。なお、通知書下段の「決定（変更）理由」欄に記載している「特徴本算定非該当による普徴本算定」とは、徴収方法が、年金から天引きを行う「特別徴収」から納付書等でお支払いいただく「普通徴収」に変わったことを表しています。

今回の場合において、6月に送付した「後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書」は、前年度である今年の2月の特別徴収額が9,700円でしたので、4月、6月、8月の特別徴収額は各9,700円となりますが、このままだと仮徴収（4月、6月、8月）額と本徴収（10月、12月、翌年2月）額に大きな差が生じる（仮徴収額と比較して本徴収の額が多額になり、負担が偏る）ことが見込まれるので、年間を通して平準化を図るために6月と8月については徴収額を各23,300円に増額することをお知らせする内容となっております。

また、前年の収入に基づき改めて今年度1年間の保険料を算定したところ、前年度より増額となることから、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えることになりました。後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計

令和2年度 市民の声提案箱 回答

額が年金受給額の2分の1を超える場合には、特別徴収をすることができないため、7月に送付した「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書」は、今年度1年間の保険料額が決定したことと、納付方法を特別徴収から普通徴収に変更することをお知らせする内容となっております。

いずれにしても、字が小さく読みづらい言葉も多く記載してあります。保険料についての内容は、人それぞれ異なっており、お伝えしたいことも多くあるため、すべてを大きな文字で記載したり簡単に表現することは難しいですが、重要な箇所に色をつけたり、通知内容についてわかりやすく説明したものを同封するなど、いただいたご意見を基にみなさまに伝わりやすいお知らせになるよう改善に努めてまいります。